

平成 19 年 度

監 査 報 告

第 2 回 定 期 監 査 結 果 報 告

第 2 回 財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

横 浜 市 監 査 委 員

目 次

監査結果の概要	1 ページ
第 1 定期監査（事務関係）	2 ページ
第 2 定期監査（工事・工事テーマ関係）	28 ページ
第 3 財政援助団体等監査	40 ページ
監査を終わって	49 ページ

監査報告第1号
平成20年4月18日

横浜市 長 中田 宏 様

横浜市監査委員	須須木 永 一
同	山 口 俊 明
同	布 施 勉
同	福 田 進
同	和 田 卓 生

平成19年度第2回定期監査及び
第2回財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果を
次のとおり提出する。

監査結果の概要

今回の監査における各区分の件数は次のとおりである。

	指摘事項	うち 措置済事項	指導事項	うち 措置済事項	意見	合計
定期監査（事務関係）	11件	（ 3件）	14件	（ 6件）	3件	28件
定期監査（工事関係）	6件	（ 5件）	5件	（ 5件）	0件	11件
うち工事テーマ関係	3件	（ 2件）	2件	（ 2件）	0件	5件
財政援助団体等監査	3件	（ 1件）	5件	（ 1件）	0件	8件
合 計	20件	（ 9件）	24件	（ 12件）	3件	47件

<参考> 指摘事項等の定義

平成19年7月9日監査委員会議決定「監査指摘事項等の整理について」

（財務監査部分の抜すい）

区分	指摘事項	指導事項	意見
根 拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定 義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果(指摘等)に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

第1 定期監査(事務関係)

1 監査の対象及び範囲

主として平成18年4月1日から平成19年11月30日までに執行された財務に関する事務について、次の局及び区を対象に監査を行った。

(1) 財務に関する事務全般について実施した局及び区

- ア まちづくり調整局
- イ 水道局
- ウ 人事委員会事務局
- エ 港北区
- オ 栄区
- カ 泉区

(2) 財務に関する事務について第1回定期監査から継続して実施した局及び区

- ア 教育委員会事務局（一部事務）
- イ 港南区（土木事務所の一部事務）
- ウ 緑区（土木事務所の一部事務）
- エ 青葉区（土木事務所の一部事務）

(3) 財務に関する事務のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する事務又は一部事務について実施した局及び区

- ア 健康福祉局（財政援助団体等監査の対象団体及び保険年金課の事務）
- イ 港南区（財政援助団体等監査の対象団体に関する事務）
- ウ 保土ヶ谷区（財政援助団体等監査の対象団体に関する事務）

2 監査の期間

平成19年12月6日から平成20年3月21日まで

3 監査の方法

今回の監査は、監査対象とした局及び区の財務に関する事務（収入、支出、契約、検査、財産管理等）が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務、事業等が効率的・効果的に執行されているか、などについて実

施した。

また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした局及び区の事務のうち、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。その他の事務については適正に執行されていた。

また、教育委員会事務局の一部事務並びに港南区、緑区及び青葉区の土木事務所の一部事務については、第1回定期監査から継続して監査対象としたことから今回の報告書に掲載している。そのうち、教育委員会事務局の文化財調査事業における不適正事務処理については、平成19年11月に局内で編成された調査チームによる調査の進捗よくを見守ってきたが、今後も継続されることとなったため、今回の報告の対象外とした。

このほか、財政援助団体等監査の対象となっている各団体に関する事務において改善、検討の必要があると認められた事項については、財政援助団体等監査結果報告を参照されたい。

なお、監査の期間中に、監査対象とした局及び区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した（以下の監査においても同様）。

<監査結果一覧>

指摘事項及び指導事項

分類	監 査 結 果		局区名	ページ
収入事務	指摘	国民健康保険の資格喪失後に保険給付を受けた元の被保険者に対して行う不当利得返還請求事務を1年9か月間にわたり行っていなかったもの	泉 区	6
	指導	生活保護返還金及び徴収金の債権管理事務について	港 北 区 栄 区 泉 区	7
支出事務	指摘	がけ地防災対策工事について、資金助成のため、計画承認後に着手することとされているが、承認前に着手されていたもの	まちづくり調整局	8
		交通災害共済事業の廃止に伴い、還付対象者の把握及び掛金の還付が一部行われていないもの	港 北 区 栄 区 泉 区	9
	電子決裁に際して、請求書等を取り直すことなく加筆訂正等の改ざんを行い、データ化していたもの		10	
	指導	狭あい道路拡幅整備事業助成金の適正な執行について	まちづくり調整局	11
		生活保護における移送費の算定について	港 北 区 栄 区 泉 区	11
契約事務	指摘	土木事務所における工事契約の変更手続について、まとめて行える範囲を超えないように分割して契約変更を行っているもの及び範囲を超えて契約変更を行っているもの	港 北 区 栄 区	13
	指導	委託契約の適切な事務処理について	まちづくり調整局	14
		契約の事務処理について	港 北 区 青 葉 区 泉 区	14
		単独随意契約による印刷物の発注について	人事委員会事務局	15
現金等取扱事務	指摘	敬老祝金に関する前渡金支出及び精算について、精算報告書や領収書の受領、内容確認、保管等に不備があったもの	港 北 区	16
		市立保育園に関する事務処理において、災害共済給付金を長期間にわたり口座内に留め置く等していたもの	港 北 区 栄 区 泉 区	17
		旅費について、前渡金口座に入金されていた別の使途の旅費を流用していたもの	教育委員会事務局	18

分類	監 査 結 果		局区名	ページ
現金等取扱 事務	指 導	金庫に保管されていた金券類について	まちづくり 調整局	18
		手数料の適正な現金出納事務について	港 北 区 栄 区	18
		生活保護関連現金の一時保管について	港 北 区	19
		タクシーチケットの管理について	栄 区	20
		横浜市乗合自動車等特別乗車券等の管理について		20
		金券類の適正な管理について	人事委員会 事務局	20
財産管理 事務	指 摘	かつて市営住宅であった土地の貸付について、 契約書が作成されていないもの	まちづくり 調整局	21
	指 導	横浜開港資料館における行政財産目的外使用許 可について	教育委員会 事務局	21
		土木事務所における占用事務等について	港 南 区 港 北 区 緑 区 青 葉 区	22
公金外現金 事務	指 摘	「公金外現金事務処理要領」に基づいた事務が 行われていないもの	港 北 区 栄 区 泉 区	23
			人事委員会 事務局	24
計	指 摘 事 項 11件 (うち措置済事項 3件) 指 導 事 項 14件 (うち措置済事項 6件)			

意見

区分	監 査 結 果		局区名	ページ
意 見	国民健康保険料の減免に関して、各区の統一的な 手続に向け調査・検討を求めるもの		健康福祉局	25
	高齢者及び障害者を対象とした市営住宅の住宅改 造事業について、市費負担のあり方や他制度の活 用の検討を求めるもの		まちづくり 調整局	26
	市営住宅の住戸改善事業に伴う移転業務委託にお いて、業務の実態にあった設計書及び仕様書とな るよう検討を求めるもの			26
計	意 見 3件			

(1) 収入事務

【指摘事項】

ア 国民健康保険の資格喪失後に保険給付を受けた元の被保険者に対して行う
不当利得返還請求事務を1年9か月間にわたり行っていなかったもの

(泉区)

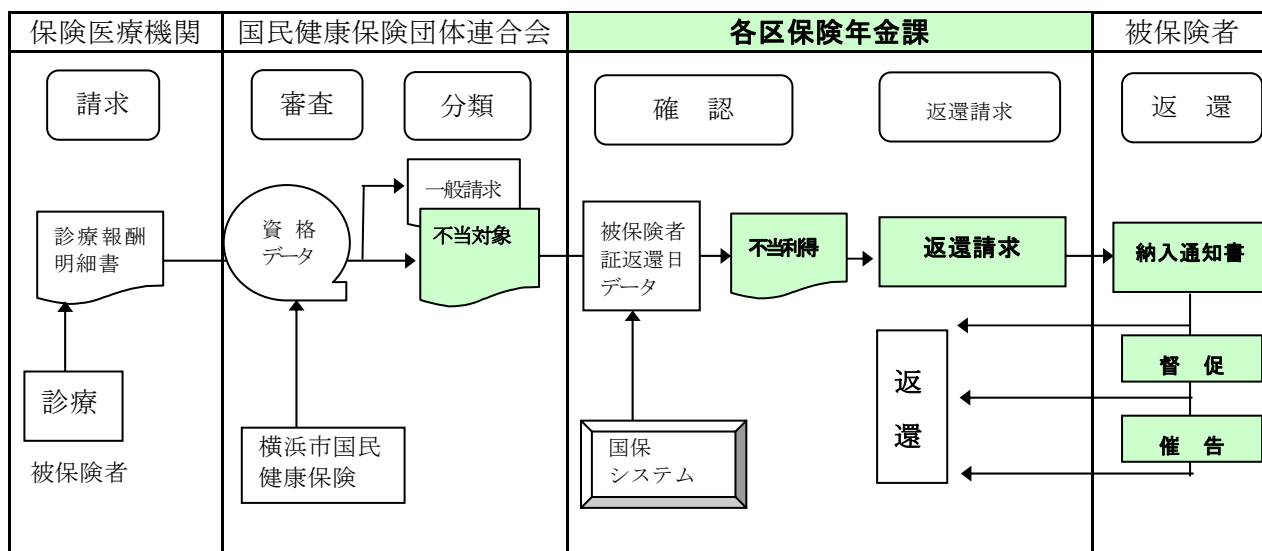
国民健康保険資格喪失後に国民健康保険被保険者証により受診し、保険給付を受けた場合は、保険者である横浜市が医療機関に支払った当該費用を不当利得として、元の被保険者に対して返還を求める必要がある。

そこで、港北区、栄区及び泉区の不当利得返還請求に関する事務についてみたところ、泉区では平成18年4月から平成19年12月まで1年9か月の間、不当利得の返還請求に係る事務を行っていなかった。

については、「審査済診療報酬明細書等に関する事務処理要領」に従って、適切に事務処理を行い、早急に不当利得返還請求事務を行われたい。

(保険年金課)

< 不当利得返還請求事務の流れ >



【指導事項】

イ 生活保護返還金及び徴収金の債権管理事務について (港北区、栄区及び泉区)

区福祉保健センターでは、生活保護法第63条に基づく返還金及び第78条に基づく徴収金に関する債権の管理を行っている。

そこで、港北区、栄区及び泉区の債権管理事務をみたところ、催告については少なくとも年に2回、催告書を発送することとなっているが、各区での平成20年1月末時点の催告書の発送状況は次のようになっていた。

(ア) 港北区では、平成18年度は催告書の発送を行っておらず、平成19年度は1月下旬に1回行っていた。(港北区福祉保健課)

(イ) 栄区及び泉区とも、平成18年度は催告書の発送を2回行っているが、栄区では、平成19年度は行っておらず、泉区では、平成19年度は1月下旬に1回行っていた。(栄区サービス課及び泉区福祉保健課)

については、「生活保護債権管理事務の手引き」に基づき、催告書の発送を少なくとも年に2回行うなど、適切な時期に催告を実施し、債権の確保に努められたい。

<平成19年度に催告の対象となる63条返還金及び78条徴収金>

(前年度までに納入期限が到来しているもの)

	港北区		栄区		泉区	
	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
63条返還金(過年度分)	77	11,468,962	25	3,447,618	23	6,800,626
78条徴収金(過年度分)	58	12,899,395	24	6,412,484	42	17,169,611
合計	135	24,368,357	49	9,860,102	65	23,970,237

「63条返還金」とは

被保護者（生活保護を受けている者）が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内で返還しなければならないとされている。（生活保護法第63条）

「78条徴収金」とは

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは、その費用の全額又は一部を徴収することができる（生活保護法第78条）

(2) 支出事務

【指摘事項】

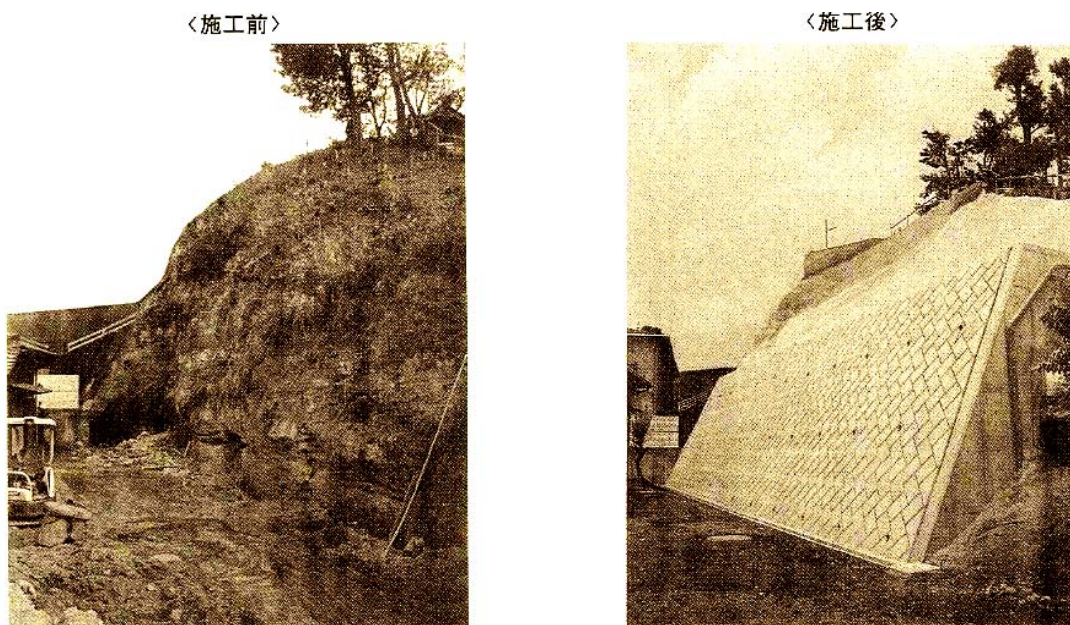
ア がけ地防災対策工事について、資金助成のため、計画承認後に着手することとされているが、承認前に着手されていたもの（まちづくり調整局）

まちづくり調整局は、がけ崩れの発生から市民の身体・生命を守り、安全で災害に強いまちづくりを進めるため、「横浜市がけ地防災対策工事計画承認要綱」及び「横浜市がけ地防災対策工事助成金交付要綱」に基づき、がけ所有者等が、がけ地防災対策工事の計画承認を受けた後に行う対策工事の資金の一部を助成している。

そこで、平成18年度及び平成19年度に助成を行った51件に係る手続を確認したところ、そのうち11件について、計画承認後に着手することになっている対策工事が計画承認前に着手されていた。

については、助成対象者に制度の内容を十分に説明し、このような事例の発生を未然に防ぐとともに、要綱の適正な執行に努められたい。

(宅地企画課)



(出典：まちづくり調整局ホームページ)

イ 交通災害共済事業の廃止に伴い、還付対象者の把握及び掛金の還付が一部行われていないもの (港北区、栄区及び泉区)

交通事故により災害を受けた市民を救済する横浜市交通災害共済事業（以下「共済事業」という。）を昭和43年度から実施してきたが、平成17年度末で廃止している。

また、この共済事業は、見舞金の請求期間が事故発生時から2年以内とされているため、見舞金支給事務が終了する平成20年度をもって、当該特別会計を終了することとしている。

そこで、港北区、栄区及び泉区について受入済通知書兼共済加入者台帳から掛金の還付状況を確認したところ、小学校入学年度に自動的に加入する特別加入者（小学校1年生の児童等）に係る還付対象者の把握等について次のような状況であった。 【措置済み】

- (ア) 港北区の平成16年度及び17年度の特別加入者52人を抽出し、還付の有無を確認したところ21人の還付対象者について還付が行われていなかった。 (港北区福祉保健課)
- (イ) 栄区の平成16年度及び17年度の特別加入者9人を抽出し、還付の有無を確認したところ、5人の還付対象者について還付が行われていなかった。 (栄区福祉保健課)
- (ウ) 泉区の平成16年度及び17年度の特別加入者34人を抽出し、還付の有無を確認したところ、11人の還付対象者について還付が行われていなかった。 (泉区福祉保健課)

については、早急に、全加入者の状況を調査し、還付対象者に対して掛金の還付を実施されたい。

【対象区が講じた措置内容】

- (ア) 港北区では全加入者について調査し、平成20年3月までに、判明した該当者（普通共済15人、大型共済20人）全員への還付を完了した。
- (イ) 栄区では全加入者について調査し、平成20年1月までに、判明した該当者（普通共済4人、大型共済2人）全員への還付を完了した。
- (ウ) 泉区では全加入者について調査し、平成20年3月までに、判明した該当者（普通共済6人、大型共済12人）全員への還付を完了した。

ウ 電子決裁に際して、請求書等を取り直すことなく加筆訂正等の改ざんを行い、データ化していたもの (港北区、栄区及び泉区)

港北区、栄区及び泉区における契約等に関する電子決裁文書と保管されている原文書等を確認したところ、PDFファイルによる電子データ（以下「PDFファイル」という。）について、見積書を取り直す手間を省くために改ざんを行うなど、不適正な取扱いが見受けられた。

- (ア) 他の業務で使用した印影のある見積書、請書及び物品納入請書の原本を電子決裁に必要なPDFファイルを作成するための用紙等に用いていた。 (港北区サービス課)
- (イ) 栄区桂台保育園では、契約事務手続を行う前に納品を受け請求書を受領した後に、見積書等の契約必要書類を受領した。その後、サービス課において、請求書の日付を約3か月後に変えて作成したPDFファイルを電子決裁の手続に添付して支出を行っていた。 (栄区サービス課)
- (ウ) 港北区太尾保育園及び港北保育園では、合計金額（首標金額）の誤った見積書等を受領していたにもかかわらず、PDFファイル上では金額を正しい数値に訂正し、支出を行っていた。 (港北区サービス課)
- (エ) 港北区港北保育園、太尾保育園、菊名保育園、大曽根保育園、南日吉保育園、箕輪保育園及び高田保育園では、記載事項の誤りや日付の記載のない見積書等を受領し、PDFファイルには必要な箇所を記入し支出を行っていた。 (港北区サービス課)
- (オ) 栄区桂台保育園及び飯島保育園並びに泉区和泉保育園では、記載事項の誤りや日付の記載のない見積書等を受領した。その後、PDFファイルには必要な箇所を記入し、サービス課で支出を行っていた。 (栄区サービス課及び泉区サービス課)

電子決裁においては、契約書等がPDFファイル化される際に文書の改ざんが容易となっている。

所管課においては不適正な事務処理を改め、また区全体においては改めて文書のチェックを行うとともに会計事務の適正化について検討されたい。

(港北区総務課、栄区総務課及び泉区総務課)

「PDFファイル」とは、

PDFは「Portable Document Format」の略。紙の印刷物と同じレイアウトの電子文書を作成するための技術により作成したデータをいう。

本市の文書管理システムにおいては、電子決裁に必要な紙文書はスキャナーによりPDFファイル化して添付することとなっている。

【指導事項】

エ 狭あい道路拡幅整備事業助成金の適正な執行について

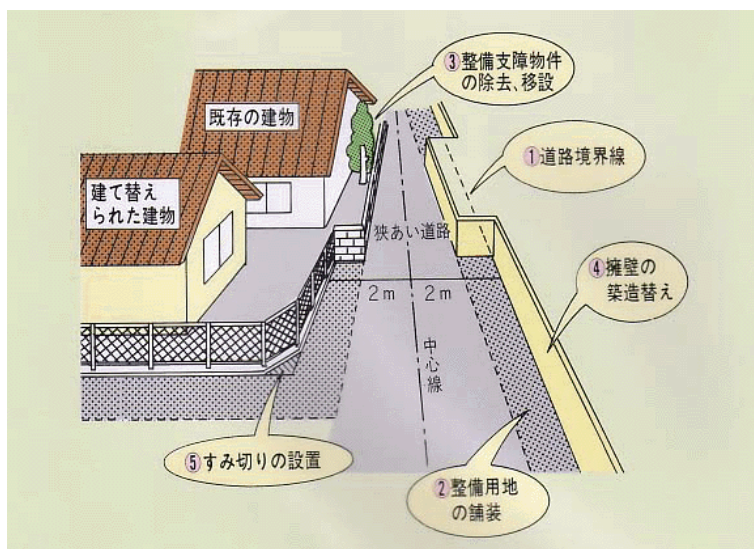
(まちづくり調整局)

まちづくり調整局では、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、幅員4メートル未満の狭あい道路について、拡幅整備を進めるため助成金の交付等を行っている。平成18年度及び19年度に助成を行った355件に係る手続を確認したところ、そのうち56件について、協議の整った日以前に助成金の申請が行われている等、条例に定められた助成手続どおりに行われていない事例が見受けられた。

については、適正な事務処理を行われたい。

(建築道路課)

<事業の概要イメージ図> (出典：まちづくり調整局ホームページ)



オ 生活保護における移送費の算定について

(港北区、栄区及び泉区)

生活保護法で規定される生活保護世帯において、通院や転居等の必要が生じた場合は、必要に応じて交通機関の乗車券等の交付(現物給付)又は、金銭の給付(金銭給付)を行うこととなり、医師が通院日を確認した申請書や交通費の領収書、業者の請求書などの提出を受けて、移送費として最小限度の額を算定し保護費(扶助費)の支給を決定している。

港北区、栄区及び泉区における生活保護世帯(被保護世帯)数と平成19年4月分から同年9月分の扶助費として移送費を支給した世帯数及び支給総額は、次のとおりであった。

	被保護世帯数 (平成19年11月現在)	移送費の支給を受けた世帯数 (平成19年4月分から9月分)	移送費支給総額
港北区	1,566 世帯	61 世帯	1,606 千円
栄区	804 世帯	55 世帯	1,611 千円
泉区	1,361 世帯	60 世帯	2,336 千円
計	3,731 世帯	176 世帯	5,553 千円

そこで、各区において、平成19年4月分から同年9月分の扶助費として、移送費の支給を受けた世帯のうち各区15世帯を抽出し、扶助費の算定について確認したところ、次のような事例が見受けられた。 【一部措置済み】

- (ア) 介護タクシーの利用について、被保護世帯から提出された領収書を加算して支給額を決定したが、移送業者が作成する明細内訳書の提出を受けていなかった。通院日と乗車日を確認したところ領収書とは別の請求明細書が4,460円含まれており二重に加算していた。 (栄区サービス課)
- (イ) 医師から指定された遠方の病院への通院のため、毎月1回利用しているタクシーの代金について、領収書の提出を受け支給額を決定していたが、うち3か月分の高速道路料金2,400円について、領収書が添付されていたにもかかわらず、加算していなかった。 (泉区福祉保健課)
- (ウ) 介護タクシーの利用について、被保護世帯が提出した領収書と、移送業者の明細内訳書により通院日を確認して支給額を決定したが、確認したところリフト車使用料として1日当たり2,000円を加算する料金体系の移送業者が発行した明細内訳書の中に、リフト車使用料を1日4,000円としたものが1枚含まれていた。 (港北区サービス課)
- (エ) 2か所の病院に通院している鉄道運賃について、3回分の積算に際し、誤って、通院していない病院への鉄道運賃で算定を行ったため、480円多く決定していた。 (泉区福祉保健課)

については、早急に、戻入や追加支給など必要な手続を講じられたい。 【措置済み】
また、今後、移送費の算定を適正に行うための方策を検討されたい。

(港北区サービス課、栄区サービス課及び泉区福祉保健課)

【対象区が講じた措置内容】

- (ア) 港北区では、平成20年2月に、当該被保護世帯に還付請求を行い、過払いした移送費の返還を受けた。
- (イ) 栄区では、平成20年1月に、二重加算した移送費の減額決定を行い、2月に当該被保護世帯から返還を受けた。
- (ウ) 泉区では、平成20年2月に、加算もれの移送費は追加支給するとともに、過払いした移送費の減額決定を行い、当該被保護世帯から返還を受けた。

(3) 契約事務

【指摘事項】

ア 土木事務所における工事契約の変更手続について、まとめて行える範囲を超えないように分割して契約変更を行っているもの及び範囲を超えて契約変更を行っているもの
(港北区及び栄区)

工事設計変更事務については、「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」及び「同要綱の施行について（助役依命通達）」（以下「要綱等」という。）により取り扱うこととされている。

そこで、土木事務所で行われている道路、下水道、公園等に係る工事の契約変更手続についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

(ア) 要綱等により請負金額の20パーセントを超える変更はできないため、同日付けで2件に分けて変更手続を行っているもの（港北土木事務所1件）

(イ) 請負金額の20パーセントを超える金額変更を行っているもの
(港北土木事務所2件、栄土木事務所1件)

については、要綱等に基づき契約事務を適正に行うよう改められたい。

(港北土木事務所及び栄土木事務所)

【措置済み】

「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」

第4条の2 横浜市請負工事監督事務取扱規程(昭和41年10月達第35号)第11条第3項に定める工事の内容の変更の指示(以下「変更指示」という。)を行った場合には、当該変更指示に対応する設計変更に係る前条の決裁を速やかに得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、極めて近い将来に続けて変更指示を行うことが見込まれる場合には、変更指示に対応する設計変更について、次の各号に定める範囲内においてまとめて決裁を得ることができる。

(1) 請負金額が150,000,000円未満の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が請負金額の20%以内であること。（以下略）

【対象区が講じた措置内容】

- (ア) 港北区では、平成20年2月及び3月に、工事設計変更事務処理について港北土木事務所管理係、道路係及び下水道・公園係職員に対して研修を実施した。
- (イ) 栄区では、平成20年3月に、工事設計変更事務処理について栄土木事務所管理係、道路係及び下水道・公園係職員に対して研修を実施した。

【指導事項】

イ 委託契約の適切な事務処理について

(まちづくり調整局)

まちづくり調整局では、平成18年4月の建築・宅地指導センター設置に伴い、それまで4方面別の建築事務所及び宅地指導課でそれぞれ管理していた開発及び宅地造成に関するデータを一元化する等のため、「開発・宅地造成電子台帳」の作成業務を委託した。

そこで、この作成業務委託に関する事務をみたところ、一部未完了であったが、すべて完了したとして委託料が全額支払われていた。

については、適切な事務処理を行うよう改められたい。

(調整区域課・情報相談課) 【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

まちづくり調整局では、平成20年2月に、局内の会議を開催し、実務担当者等に適正な事務を行うよう周知した。

ウ 契約の事務処理について

(港北区、青葉区及び泉区)

土木事務所の契約の事務処理についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、「横浜市契約規則」等に基づき適切に事務処理を行われたい。【措置済み】

- (ア) 契約前に修繕を行わせていたもの (泉土木事務所1件、青葉土木事務所4件)
- (イ) 契約前に物品が納入されていたもの (港北土木事務所1件)
- (ウ) 公園の基本計画策定業務は平成19年3月30日に完了したとされていたが、一部の業務を、4月以降に実施させていたもの (青葉土木事務所1件)

【対象区が講じた措置内容】

- (ア) 港北区では、平成20年2月及び3月に、契約事務処理について港北土木事務所管理係、道路係及び下水道・公園係職員に対して研修を実施した。
- (イ) 青葉区では、平成20年3月に、契約事務、検査確認事務などについて青葉土木事務所管理係及び下水道・公園係職員に対して研修を実施した。
- (ウ) 泉区では、平成20年3月に、工事・委託等の契約事務処理について泉土木事務所管理係、道路係及び下水道・公園係職員に対して研修を実施した。

エ 単独随意契約による印刷物の発注について

(人事委員会事務局)

人事委員会事務局では、本市職員の採用試験や昇任試験に使用する試験問題を印刷するため行政運営調整局に契約依頼を行っている。

平成18年度の印刷物の発注について確認したところ、秘密保持等が必要な場合は単独随意契約によることができる旨を定めた「随意契約ガイドライン」に沿って、契約相手を事前に指定した単独随意契約による契約依頼を行い、3件の案件すべてについて従来から発注している同一の業者と単独随意契約を締結していたが、随意契約理由が明確ではなく、実際には受注可能な業者が複数存在した。

なお、平成19年度の発注については、160万円超の案件については指名競争入札、それ以下については見積合せによる契約依頼を行い、契約締結をしている。

(任用課) 【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

人事委員会事務局では、平成19年度の試験問題の印刷の発注から、指名競争入札(160万円超の案件)又は見積合せ(160万円以下の案件)による契約に改めた。

(4) 現金等取扱事務《金券を含む》

【指摘事項】

ア 敬老祝金に関する前渡金支出及び精算について、精算報告書や領収書の受領、内容確認、保管等に不備があったもの (港北区)

平成18年度に港北区福祉保健課で実施された、敬老祝金の贈呈事業に関する前渡金の支出及び精算事務についてみたところ、次のような状況であった。

(ア) 敬老祝金の贈呈について、前渡金管理者が支払を各地区民生委員へ依頼したが、9人の民生委員から「敬老祝金精算報告書」の提出を受けていなかった。

(イ) 各地区民生委員が贈呈した敬老祝金について、贈呈を受けた本人から提出された領収書の内容確認を一部行っていなかった。

(ウ) 港北区で直接贈呈した敬老祝金のうち、15,000円分について贈呈を受けた本人から提出される領収書が保管されていなかった。

(エ) 贈呈対象者の転居等により、民生委員から返却された祝金や、転居先分として民生委員へ追加依頼した祝金について、前渡金受払簿への記入漏れや金額に相違があった。

については、前渡金事務は、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等に基づく適正な事務手続を行われたい。(福祉保健課及び総務課)

イ 市立保育園に関する事務処理において、災害共済給付金を長期間にわたり口座内に留め置く等していたもの (港北区、栄区及び泉区)

港北区、栄区及び泉区が所管するすべての市立保育園（14園）について、各種の事務処理状況及び各区サービス課の指導状況等をみたところ、各保育園が管理する園長名の預金口座に入金され、各園長が支給事務を行う災害共済給付制度において、次のような不適切な事務処理が行われていた。

- (ア) 栄区上郷保育園では、預金口座に給付金2,336円が入金されたことを把握しないまま、約3年2か月間放置していた。(栄区サービス課)
- (イ) 栄区飯島保育園では、給付金6,564円について、入金されてから12日目に預金口座から引き出したが、その後、約1か月間保護者に支給していなかった。(栄区サービス課)
- (ウ) 泉区北上飯田保育園では、預金口座に入金された給付金3,169円と3,086円について、それぞれ約半月後と約3か月後に代金を立て替えて保護者へ支給し、その後、約1か月間口座に現金を留め置いていた。(泉区サービス課)
- (エ) 港北区箕輪保育園では、預金口座に入金された給付金3,164円を約6か月間、また、6,668円について約5か月間それぞれ口座に留め置き、保護者に支給していなかった。(港北区サービス課)
- (オ) 港北区港北保育園では、預金口座に入金された給付金7,543円を約2か月間、また、12,172円について約1か月間それぞれ口座に留め置き、保護者に支給していなかった。(港北区サービス課)
- (カ) 港北区大曾根保育園では、預金口座に入金された給付金489円を約3か月間、口座に留め置き、保護者に支給していなかった。(港北区サービス課)

については、法令等に基づく適正な事務手続を遵守するとともに、港北区、栄区及び泉区の各サービス課においては、所管保育園への適切な指導に努められたい。(港北区サービス課、栄区サービス課及び泉区サービス課)

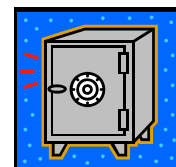
ウ 旅費について、前渡金口座に入金されていた別の用途の旅費を流用していたもの (教育委員会事務局)

前渡金等の管理に使用する預金口座（以下「前渡金口座」という。）の状況等について調査したところ、文化財課では、選挙応援事務関係旅費について、口座への入金前に別の旅費として入金されていた代金から充当して支払っていたものが見受けられた。

教育委員会事務局の前渡金口座の取扱いについては、平成19年度第1回定期監査において既に指摘しているところであるので、文化財課においても、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等に基づく適正な事務手続が行われるようチェックを強化するとともに、総務課においては、局全体への周知徹底など再発防止に努められたい。(文化財課及び総務課)

【指導事項】

エ 金庫に保管されていた金券類について (まちづくり調整局)



まちづくり調整局総務課の金庫にはテレホンカードなど金券類が保管されていたが、金券類の出納状況を確認したところ、出納簿が作成されていない状況にあった。

については、「横浜市物品規則」に基づき、出納簿により金券類の出納状況を把握するなど、適切に管理を行われたい。(総務課) 【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

まちづくり調整局では、平成20年2月に、金庫内金券類の出納簿を作成し、出納状況を明らかにするよう改めた。

オ 手数料の適正な現金出納事務について (港北区及び栄区)

各区の生活衛生課で領収した手数料については、金銭登録機(レジスター)による記録と現金を確認し、当日中に金融機関等へ払い込まなければならないとされている。

そこで、平成18年4月1日から平成20年1月31日までの現金出納状況についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

(ア) 港北区では、平成18年12月1日に69,200円、同4日に18,000円、及び同5日に37,200円をそれぞれ金銭登録機による記録を確認することなく繰り越し、平成18年12

月6日に124,400円をまとめて確認し、払い込んでいた。

また、同様に、2日（営業日）分の現金を4回及び1日（営業日）分の現金を24回まとめて払い込んでいた。
(港北区生活衛生課)

(イ) 栄区では、平成19年11月21日に受領した現金8,200円と金銭登録機による記録を確認することなく3日間（営業日）繰り越し、平成19年11月27日に確認し、払い込んでいた。

また、同様に、2日間（営業日）の現金を1回翌々日まで、1日（営業日）分の現金を7回翌日まで繰り越して払い込んでいた。
(栄区生活衛生課)

については、現金出納事務について「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等に基づく適正な事務手続を行うとともに、区全体における会計事務が、公正かつ確実に行われるよう現金出納員等を指導監督されたい。
(港北区総務課及び栄区総務課)

カ 生活保護関連現金の一時保管について (港北区)

「生活保護関連現金等取扱要領」に基づき一時保管している現金等については、速やかに処理することを原則とし、やむを得ない場合を除き保管期間は30日以内とすることとなっている。

そこで、港北区、栄区及び泉区の平成18年4月から平成19年12月までの被保護者から預かる現金の保管状況を確認したところ、港北区では次のような長期間にわたる保管の状況が見受けられた。

総保管件数	2か月以上 6か月未満のもの	6か月以上 1年未満のもの	1年以上のもの
239件	37件	14件	11件

については、現金の長期保管が常態化しないように、取扱要領を遵守して保管現金の迅速な処理を図られたい。
(福祉保健課及びサービス課)

「生活保護関連現金等取扱要領」に基づき一時保管している現金等とは次のものをいう。

- (ア) 返納金 生活保護の実施に伴う扶助費の戻入金、返還金、徴収金
- (イ) 遺留金品 死亡した被保護者が所持していた金品
- (ウ) 代理受領金 被保護者の委任に基づき運営係長が代理受領した現金

要領では、一時保管した現金は、速やかに処理することを原則とし、やむを得ない場合を除き「保管期間は30日以内」となっている。

キ タクシーチケットの管理について

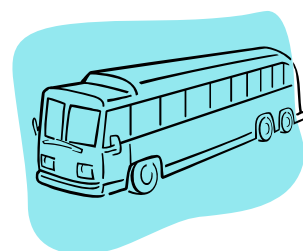
(栄区)



栄区のタクシーチケットの管理をみたところ、サービス課では平成18年度当初にまとめて保育園へ渡しているタクシーチケットのうち、返却を受けた6枚について平成19年12月28日に廃棄したとしているが、その記録が確認できなかった。

タクシーチケットの使用に当たっては、「タクシー利用に係る管理運用の取扱いについて（通知）」（平成5年12月24日総務局長通知）に基づいて、適正に取り扱われたい。
(サービス課)

ク 横浜市乗合自動車等特別乗車券等の管理について (栄区)



栄区の横浜市乗合自動車等特別乗車券等の交付状況をみたところ、福祉保健課所管の「敬老特別乗車証」の交付に当たっては受払簿を備えてあったが、サービス課では「福祉措置による横浜市乗合自動車等特別乗車券」の交付に当たっては受払簿が作成されていなかった。

特別乗車券の交付に当たっては、「横浜市物品規則」に基づき、出納簿を備えて管理されたい。
(サービス課) 【措置済み】

【対象区が講じた措置内容】

栄区では、平成20年3月に、健康福祉局からの受領枚数、申請書枚数及び書損枚数を確認し、現物数と突合できたことに伴い、受払簿を作成した。

ケ 金券類の適正な管理について

(人事委員会事務局)

人事委員会事務局では、「職種別民間給与実態調査」に協力を得た民間事業所に対して謝礼品として配付するため、金券（アイスクリームギフト券）を購入している。

そこで、平成18年度の金券の保管及び出納状況を確認したところ、出納簿への記入が不十分であるため、実際の金券の残数が把握できない状況であった。

については、「横浜市物品規則」に基づき、出納簿により金券の出納状況、残数を正確に把握するとともに、適切に管理を行われたい。
(調査課)

(5) 財産管理事務

【指摘事項】

ア かつて市営住宅であった土地の貸付について、契約書が作成されていないもの (まちづくり調整局)

市営住宅のうち、昭和20年代に建設された木造住宅については、多額の維持管理経費を要することなどから、昭和30年ころから払下げを行っている。このうち、借受人が土地を購入しなかった場合等は、建物のみを払い下げ、当該土地の貸付けを行っている。

この土地貸付88件についてみたところ、13件について契約書が作成されていないかった。

については、早急に関係者と調整し、契約書を作成するなど、適切な財産管理を行われたい。(住宅管理課)

【指導事項】

イ 横浜開港資料館における行政財産目的外使用許可について (教育委員会事務局)

横浜開港資料館は、財団法人横浜市ふるさと歴史財団(以下「財団」という。)が、公の施設の指定管理者として運営している。

また、財団は、その附属施設を喫茶室として使用するために、教育委員会事務局から行政財産の目的外使用許可を受けている。

そこで、許可された喫茶室の使用状況について見たところ、財団は、その部分を自ら使用せず、第三者に転貸し、喫茶室を営業させており、使用許可の条件に適合していない状況になっていた。

については教育委員会事務局は、喫茶室の運営方法について財団と協議し、許可の条件に適合するように改められたい。(文化財課)



ウ 土木事務所における占用事務等について (港南区、港北区、緑区及び青葉区)

土木事務所で行われている道路占用事務、道路損傷事務、河川・一般下水道占用事務、公園占用事務等についてみたところ、次のような事例があったので、適正な事務処理を行われたい。 【措置済み】

- (ア) 平成18年度の道路損傷事務、平成14年度から平成18年度までの河川・一般下水道占用事務について、起案決裁を行わずに処理していたもの (青葉土木事務所)
- (イ) 平成18年度、平成19年度の道路占用事務、平成19年度の公園占用事務、公園施設設置事務、公園内行為許可事務について、申請書を受け取りながら処理していなかったもの (港北土木事務所)
- (ウ) 道路占用料の減免事務は所長決裁となっているにもかかわらず、平成18年度の事務について占用許可と同じ副所長決裁としていたもの (緑土木事務所)
- (エ) 道路損傷事務は所長決裁となっているにもかかわらず、平成18年度、平成19年度の事務について副所長決裁としていたもの (港南土木事務所)

【対象区が講じた措置内容】

- (ア) 青葉区では、平成20年2月までに、占用事務等について、起案決裁等の適正な事務処理を行った。
- (イ) 港北区では、平成20年3月までに、占用事務等について、起案決裁等の適正な事務処理を行った。
- (ウ) 緑区では、平成19年度分から、道路占用料の減免事務を所長決裁に改めた。
- (エ) 港南区では、平成20年2月分から、道路損傷事務を所長決裁に改めた。

(6) 公金外現金事務

【指摘事項】

ア 「公金外現金事務処理要領」に基づいた事務が行われていないもの (港北区、栄区及び泉区)

港北区、栄区及び泉区の福祉保健センター各課において所管している公金外現金の事務12団体（港北区4団体、栄区6団体及び泉区2団体）についてみたところ、「公金外現金事務処理要領」に基づかない次のような不適正な事例が見受けられた。

「公金外現金」とは、本市以外の各種団体の所有に属する金銭（現金・預貯金・郵便切手等）で、業務の関係上本市職員が出納保管せざるを得ないものをいう。
「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」の適用外の現金で、「公金外現金事務処理要領」に基づき事務処理が行われており、公金と同様、厳正な取扱いを行わなければならないとされている。

- (ア) 「公金外現金事務処理要領」に基づく帳簿等がなかったもの
- a 公金外現金としての認識がなく、支出伺、現金預金出納帳、収入伝票及び支出伝票を作成していなかった。 (港北区サービス課1団体)
 - b 支出伺を作成していなかった。 (港北区福祉保健課1団体)
 - c 収入伝票又は支出伝票を作成していないものがあつた。 (港北区福祉保健課、栄区サービス課、栄区生活衛生課及び泉区福祉保健課各1団体)
 - d 支出伝票の決裁日が記入されていなかった。 (港北区福祉保健課1団体)
- (イ) 決裁を経ないで事務処理を行っていたもの
- a 決裁を経ないで銀行窓口で口座預金の出し入れを行っていた。 (港北区福祉保健課2団体、栄区サービス課及び泉区福祉保健課各1団体)
 - b 決裁を経ないでキャッシュカードにより現金自動預け払い機 (ATM) で口座預金の出し入れを行っていた。 (港北区サービス課1団体)
 - c 決裁を経ないで長期間にわたり現金を金庫に保管していた。 (港北区福祉保健課、港北区サービス課及び栄区サービス課各1団体)
 - d 前渡金に関する精算の決裁を行っていなかった。 (港北区福祉保健課1団体)

- (ウ) その他公金外現金の取扱いが不適正、不適切であったもの
- a 補助金申請が遅延したものについて、補助金が交付されるまで、事業の経費を実行委員会の構成団体に立て替えてもらっていた。
(港北区サービス課 1 団体)
- b 補助金で購入した備品について、事業終了に伴う処理手続が行われていなかった。
(栄区サービス課 1 団体)
- (エ) 公金外現金の内部監査を平成18年度においては実施していなかった
(港北区総務課及び泉区総務課)

については、「公金外現金事務処理要領」に基づき、厳正な取扱いを行うよう改められたい。

イ 「公金外現金事務処理要領」に基づいた事務が行われていないもの
(人事委員会事務局)

人事委員会事務局では、大都市の実情に即した公務員制度の確立に資することを目的として、政令指定都市、東京都及び特別区の人事委員会で組織されている「大都市人事委員会連絡協議会」の公金外現金の事務を所管している。

そこでこの事務についてみたところ、「公金外現金事務処理要領」に基づく平成18年度の公金外現金の局長による内部監査が行われていなかったため、早急に内部監査を行われたい。
(調査課 1 団体) 【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

人事委員会事務局では、公金外現金の事務について、平成18年度分については平成20年2月に、平成19年度分については平成20年3月に公金外現金事務処理要領に基づく局長による監査を実施した。



(7) 意見

ア 国民健康保険料の減免に関して、各区の統一的な手続に向け調査・検討を 求めるもの (健康福祉局)

国民健康保険料の徴収については、負担の公平性の確保と国民健康保険（以下「国保」という。）財政の安定運営のため、各区で滞納整理が進められているが、一方で所得の著しい減少等があった被保険者に対しては、保険料を減免するなど状況に応じた保険料納付の緩和が図られている。

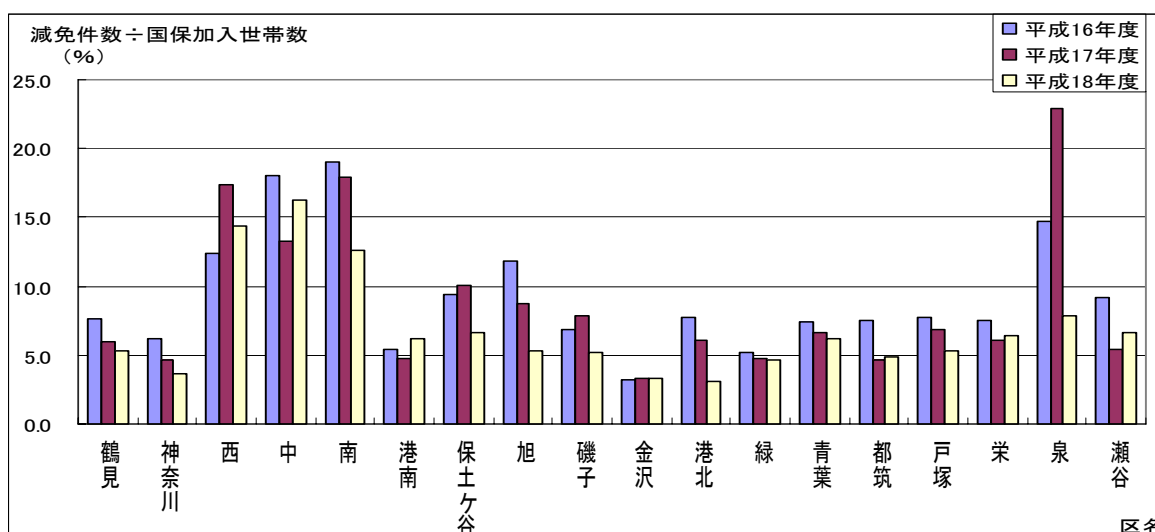
国民健康保険料の減免を受けようとする納付義務者は「申請書に、その理由を証明する書類を添えて区長に提出しなければならない（横浜市国民健康保険条例施行規則第15条）」とされている。

そこで、港北区、栄区及び泉区の平成18年度上半期における減免申請書を見たところ、港北区では全件、栄区ではほぼ全件について証明書類が徴されていたが、泉区では減免申請を受けるに当たって納付義務者から証明書類を徴していない手続が約3割あった。

なお、平成16年度から18年度における減免の実施割合を各区の規模（国保加入世帯数）に照らしてみたところ、港北区及び栄区に比べ泉区は高くなっており、年度間においてもばらつきが見られた。（下記グラフ参照）

区によって証明書類を徴している状況及び減免の実施割合が異なっている原因を調査し、市民の保険料負担にかかわる申請手続の公平性に課題がある場合は、今後の統一的な手続のあり方や区に対する指導方法について検討する必要がある。 (保険年金課)

<各区の減免実施状況>



※減免件数：延件数（1か年に複数件または複数年の申請をする世帯もあるため）

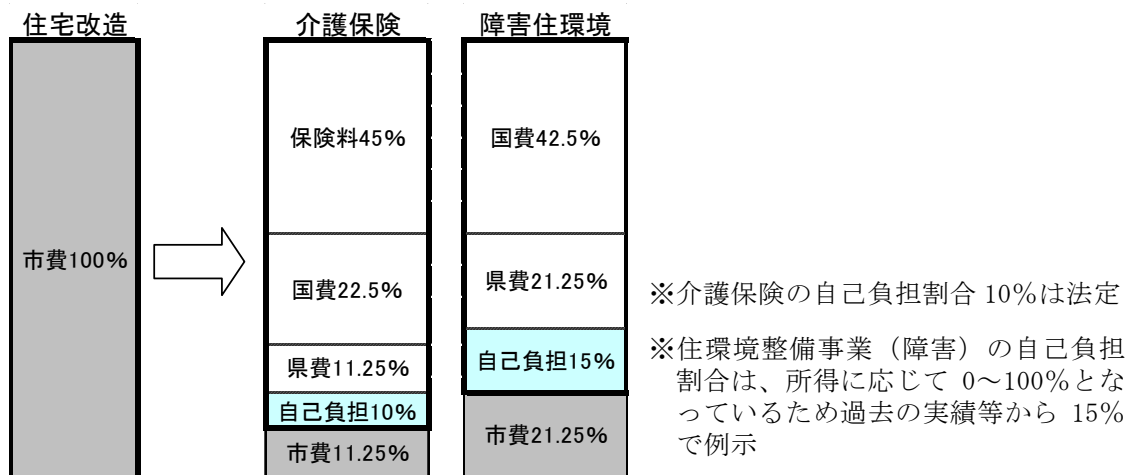
イ 高齢者及び障害者を対象とした市営住宅の住宅改造事業について、市費負担のあり方や他制度の活用を検討を求めるもの (まちづくり調整局)

まちづくり調整局では、本市が建設した市営住宅に入居している高齢者及び障害者で一定の要件を満たす者に対して、バリアフリー等の住宅改造を全額市費負担により実施している。

この事業内容を確認したところ、一部の対象者については介護保険等の他の制度を活用することで市費の負担が軽減されることが認められた。

については、市費負担のあり方や他制度の活用などについて、関係局と調整を行い、より効率的な制度の運用を検討する必要がある。(住宅管理課)

【参考】住宅改造事業と介護保険及び住環境整備事業(障害)の財源比較



ウ 市営住宅の住戸改善事業に伴う移転業務委託において、業務の実態にあった設計書及び仕様書となるよう検討を求めるもの (まちづくり調整局)

まちづくり調整局では、市営勝田住宅及び上飯田住宅で行っている住戸改善事業を円滑に進めるため、移転する入居者の引越業務を委託している。

委託業務の設計図書の作成については、

- (ア) 行政運営調整局が作成した「財務事務の手引き」によると、設計書は、その作成に当たっては、数量等を記載し、積算上の注意として、原則として人工等を最小単位とした原価計算を行う、となっているが、住戸移転業務委託の設計書及び仕様書をみたところ、作業人件費及び

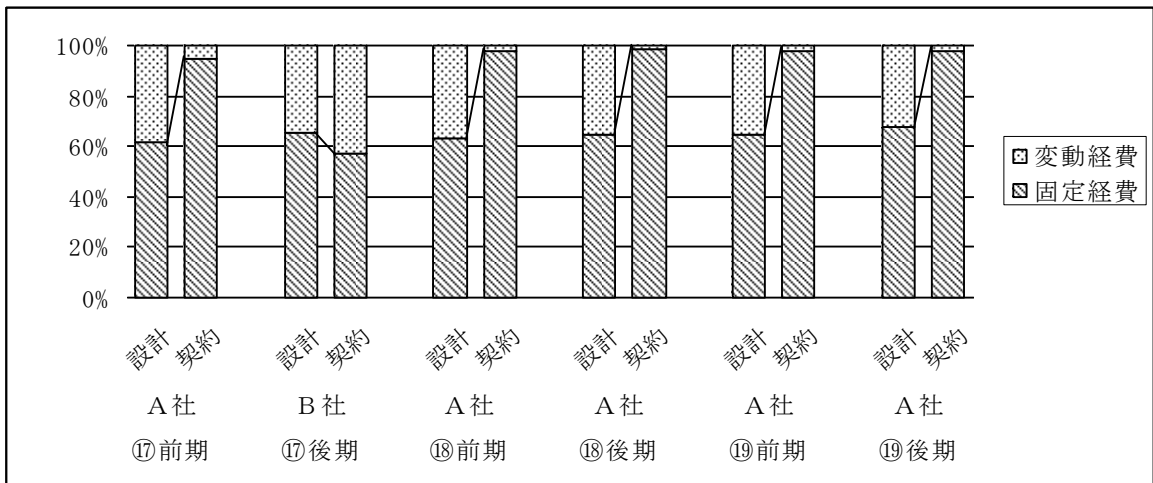
車両費が数量でなく、一式で積算し記載されていた。

(イ) 同様に仕様書は、委託業務の内容（具体的内容、履行に当たっての注意事項等）を漏れなく記載する、となっているが、移転対象となる住戸数や運搬する荷物の量などが記載されていなかった。

また、本件委託は、数量概算契約となっているが、受託業者と結んだ委託契約書の内訳をみると、概算数量に影響されない作業人件費及び車両費の割合が、契約金額の9割以上（平成19年度実績で約98%）を占めていた。

については、契約の設計書及び仕様書の内容の透明性を高め、多くの業者が入札に参加出来るよう、業務の実態にあった設計書及び仕様書となるよう検討する必要がある。（住宅整備課）

【参考】過去3年度における住戸移転業務（勝田住宅）の固定経費・変動経費の割合



※ 固定経費 … 一式積算され金額が固定している経費の計（作業人件費、車両費等）
 ※ 変動経費 … 単価を設定し積算されている、実績によって変動する経費の計

第2 定期監査(工事・工事テーマ関係)

1 監査の対象及び範囲

主として平成18年4月1日から平成19年11月30日までに契約された工事及び前年度から継続している工事（委託を含む。）について、次の局及び区を対象に、工事全般及び工事テーマ（工事の安全対策等）に係る監査を行った。

- (1) 工事全般及び工事テーマ（工事の安全対策等）について実施した局及び区
- ア まちづくり調整局
 - イ 水道局
 - ウ 港北区
 - エ 栄区
 - オ 泉区
- (2) 工事テーマ（工事の安全対策等）について第1回定期監査から継続して実施した区
- ア 港南区（土木事務所の一部事務）
 - イ 緑区（土木事務所の一部事務）
 - ウ 青葉区（土木事務所の一部事務）

<監査対象工事及び監査実施工事>

監 査 対 象 局 区	監査対象工事		監査実施工事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件 数	工事金額 (契約)	件 数	工事金額 (契約)
まちづくり 調 整 局	860件	446億 1,821万 7,611円	119件	171億 4,450万 7,369円
水 道 局	1,231件	660億 2,433万 2,393円	90件	110億 6,392万 9,085円
港 北 区	156件	17億 8,478万 1,970円	57件	6億 9,285万 8,200円
栄 区	101件	9億 6,515万 236円	40件	4億 4,188万 2,640円
泉 区	118件	16億 4,798万 880円	46件	5億 8,194万 240円
計 (抽出率)	2,466件	1,150億 4,046万 3,090円	352件 (14.3%)	299億 2,511万 7,534円 (26.0%)

2 主な監査実施工事

- (1) まちづくり調整局

「桜ヶ丘アパート第1期建替工事（建築工事）」、「勝田住宅住戸改善事業

に伴う歩道整備工事」、「市庁舎耐震補強工事」、「（仮称）俣野公園野球場新築工事（建築工事）」、「日限山中学校校舎改修その他工事（建築工事その2）」、「防災行政用デジタル移動無線整備工事（第2期）」及び「桜丘高等学校ほか7校耐震診断調査業務委託」

(2) 水道局

「池辺町ほか2か所φ100から300mm配水管新設工事」、「西谷沈殿池傾斜板装置修繕」、「北部工事課管内試掘工事」、「地下漏水修理工事」、「工業用水道弁天町φ800mm配水管布設替工事」、「小机町ほか1か所口径100から300mm配水管新設工事」及び「金沢配水池耐震診断委託」

(3) 港北区

「主要地方道環状2号線（鶴見・港北地区）低騒音舗装工事」、「港北土木管内道路整備工事・狭あい道路拡幅整備工事」、「港北区日吉二丁目地内ほか1か所舗装補修工事（その2）」、「森戸原第一公園再整備工事（1）」、「港北区土木管内下水道修繕工事（その9）」及び「港北区街路樹維持業務委託（その2）」

(4) 栄区

「栄区田谷町地内舗装補修工事（夜間）」、「栄区桂台南二丁目地内舗装補修工事」、「栄区桂台中地内舗装補修工事（その2）」、「荒井沢中谷公園施設改良工事」、「飯島南公園施設改良工事」及び「栄区街路樹維持業務委託」

(5) 泉区

「市道中田さちが丘線泉区領家三丁目地内舗装補修工事」、「泉土木管内道路整備工事（その7）」、「県道阿久和鎌倉（和泉町地区）道路改良工事（その2）」、「市道環状4号線泉区上飯田町地内舗装補修工事」、「上飯田鶴島公園ほか2公園施設改良工事」及び「和泉川地蔵原の水辺水質調査業務委託」

3 監査の期間

平成19年12月6日から平成20年3月21日まで

4 監査の方法

(1) 工事全般

監査実施工事の計画、設計、契約、施工管理、安全管理、検査等が適正かつ効率的に執行されているか、また、環境負荷の低減が図られているかについて、関係書類の検査、工事現場の調査等により実施した。

(2) 工事テーマ（工事の安全対策等）

工事の安全対策等の状況について、合規性及び正確性の観点から、次の着眼点に基づいて、工事写真や施工計画書などの関係書類の調査等により実施した。

ア 歩行者の安全にかかわる法令等を遵守しているか

イ 作業の安全にかかわる法令等を遵守しているか

5 監査の結果

対象とした局及び区の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

なお、港南区、緑区及び青葉区の土木事務所の一部事務について、第1回定期監査から継続して監査を行ったが、おおむね適正に執行されていた。

<監査結果一覧>

工事全般関係

分類	監 査 結 果		局区名	ページ
工 事 の 設 計 ・ 積 算 事 務	指 摘	交通整理員の人数変更について、設計変更を行っていないかったもの	まちづくり調整局	32
		生コンクリートなどの単価について、大型車両が通行可能な路線で小型車割増を計上していたもの	水 道 局	32
	指 導	工事費積算の適正化とチェック機能の強化について	水 道 局	33
			港 北 区 栄 区 泉 区	33
契 約 事 務 及 び 工 事 監 督 事 務	指 摘	施設の修繕（随意契約）において、別途競争入札により購入すべき備品を含んで発注していたもの	水 道 局	34
	指 導	廃棄物の適正な処分について	泉 区	34
計	指 摘 事 項 3 件 (うち措置済事項 3件) 指 導 事 項 3 件 (うち措置済事項 3件)			

工事テーマ関係

分類	監 査 結 果		局区名	ページ
工 事 の 安 全 対 策 等	指 摘	歩道整備工事等において、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づく視覚障害者誘導ブロックを設置していなかったもの	まちづくり調整局 栄 区 泉 区	35
		建物改修工事等において、手すり先行型枠組足場の設置やアスベスト粉じん測定について、設計どおりに施工等を行っていないかったもの	まちづくり調整局	36
		試掘工事において、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき設置することとされている土留めを設置せずに、埋戻し作業を行っていたもの	水 道 局	37
	指 導	適切な工事写真の記録について	まちづくり調整局 水 道 局 泉 区	38
		作業の安全にかかわる基準等の遵守について	まちづくり調整局 水 道 局	39
計	指 摘 事 項 3 件 (うち措置済事項 2件) 指 導 事 項 2 件 (うち措置済事項 2件)			

(1) 工事の設計・積算事務

【指摘事項】

ア 交通整理員の人数変更について、設計変更を行っていなかったもの

(まちづくり調整局)

桜ヶ丘アパート第1期建替工事（建築工事）において、工事用車両等の出入口の変更に伴い、交通整理員の人数が1日当たり6人から4人に減少したが、新たに設けた資機材置場の設置費が交通整理員の減額分を上回っていたとして、設計変更を行わなかった。

今後は「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」に基づき、適切な設計変更を行うよう改められたい。

(施設整備課) 【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

まちづくり調整局では、平成20年2月に、技術監理担当課が局内の全工事担当課に設計変更の適正な実施に関する研修の実施を依頼し、各課では3月に全職員に対して研修を実施した。

イ 生コンクリートなどの単価について、大型車両が通行可能な路線で小型車割増を計上していたもの

(水道局)

水道局では、生コンクリート及びアスファルト合材の小型車割増に係る運用として、小型車（4トン車以下）運搬の単価は道路幅が狭く大型車による搬入ができない場合に適用するとしている。

しかし、配水管路防護工や小規模な路面復旧工を含む工事21件のうち、大型車両が通行可能な路線であるにもかかわらず小型車割増を計上しているものが14件あった。

今後は、「土木工事積算基準・標準歩掛表」等の基準の適切な運用を図られたい。

(北部工事課、西部工事担当、南部工事課及び中部工事担当) 【措置済み】

【対象局等が講じた措置内容】

水道局では、平成20年3月に、技術監理担当課が局内の全工事担当課の代表者に対して、小型車割増の運用に関する研修を実施した。また、各工事担当課ではその研修参加者を講師として、全職員に対して研修を実施した。

【指導事項】

ウ 工事費積算の適正化とチェック機能の強化について

(水道局)

水道局発注の配水管新設工事において、管路布設後の埋戻しに改良土を使用した
が、改良土プラントから現場までの運搬距離や料金の積算に誤りがあった。

その他、以下のとおり軽微な誤りが複数の工事で認められた。

- (ア) 道路ライン工の施工延長による歩掛の適用を誤ったもの
- (イ) 鉄くずの売却料金を控除するところを加算したもの
- (ウ) 資機材等の仮置場の面積の算出を誤ったもの

今後は「土木工事積算基準・標準歩掛表」等に基づき、工事費積算の適正化を図ると
ともに、チェック機能を強化されたい。(北部工事課及び中部工事担当) 【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

水道局では、平成20年3月に、技術監理担当課が局内の全工事担当課の代表者
に対して、工事費積算の適正化等についての研修を実施した。また、各工事担当
課ではその研修参加者を講師として、全職員に対して研修を実施した。

エ 工事費積算の適正化とチェック機能の強化について

(港北区、栄区及び泉区)

土木事務所発注の舗装補修工事や公園改修工事等において、次のような積算の誤りが
複数の工事で認められた。

- (ア) コンクリート及びアスファルト廃材の運搬費(数量・距離)を誤ったもの
(港北土木事務所及び泉土木事務所)
- (イ) アスファルトの段差すりつけ撤去工の数量や適用する歩掛を誤ったもの
(泉土木事務所)
- (ウ) 路盤工で再生材を使用すべきところを新材で積算していたもの (泉土木事務所)
- (エ) 廃棄物処分費の計上を誤ったもの (港北土木事務所及び泉土木事務所)
- (オ) コンクリート人力打設で「小型構造物」の歩掛を使用すべきところを、「無筋構造
物」の歩掛を使用していたもの (泉土木事務所)
- (カ) 道路ライン工で施工延長による歩掛の使用を誤ったもの (栄土木事務所)

今後は「土木工事積算基準・標準歩掛表」等に基づき、工事費積算の適正化を図ると
ともに、チェック機能を強化されたい。 【措置済み】

【対象区が講じた措置内容】

港北区、栄区及び泉区では、担当業務所管課と連携し、市内すべての土木事務所
所で適正な積算に関する研修を実施する旨申し合わせ、各土木事務所では平成20
年3月に道路係及び下水道・公園係の全職員に対して研修を実施した。

(2) 契約事務及び工事監督事務

【指摘事項】

ア 施設の修繕（随意契約）において、別途競争入札により購入すべき備品を
含んで発注していたもの (水道局)

西谷沈殿池傾斜板装置修繕（随意契約）において携帯用汚泥界面計を購
入していたが、当該機器は、今後の維持管理に使用するためのもので、か
つ別途備品として入手可能であることから、競争入札により購入すべきで
ある。

今後、適正な事務執行を行うよう改められたい。(西谷浄水場) 【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

水道局では、平成20年3月に、技術監理担当課が局内の全工事担当課の代表者
に対して、備品の購入にかかる適正な事務執行に関する研修を実施した。また、各
工事担当課ではその研修参加者を講師として、全職員に対して研修を実施した。

【指導事項】

イ 廃棄物の適正な処分について (泉区)

泉土木管内道路整備工事において植樹柵内の雑木を伐採したが、請負人に対して処分
方法について適切な指示を行わなかったため、廃棄物処理業の許可を持たない業者に処
分させる結果となった。

今後は、「横浜市請負工事監督事務取扱規程」に基づき、工事により発生する廃棄物
を適正に処分するよう適切な指示を行われたい。(泉土木事務所) 【措置済み】

【対象区が講じた措置内容】

泉区では、担当業務所管課と連携し、市内すべての土木事務所
で廃棄物の適正な処分に関する研修を実施する旨申し合わせ、各土木事務所では平成20年3月に
道路係及び下水道・公園係の全職員に対して研修を実施した。

また、廃棄物の排出が伴う場合には、建設副産物確認処分届の事前の提出を監
督員指示書に明記することとした。

(3) 工事テーマ（工事の安全対策等）

【指摘事項】

ア 歩道整備工事等において、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づく視覚障害者誘導ブロックを設置していなかったもの

（まちづくり調整局、栄区及び泉区）

まちづくり調整局等が発注した歩道整備工事等において、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、横断歩道と接する歩道上に視覚障害者誘導ブロックを設置すべきところ、22か所で設計及び施工がされていなかった。

（施設整備課、栄土木事務所及び泉土木事務所）

【まちづくり調整局は一部措置済み、栄区及び泉区は措置済み】

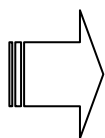
工 事 名	誘導ブロック 未設置箇所	所 管 局 区
勝田住宅住戸改善事業に伴う歩道整備工事 ほか2件	16か所	まちづくり調整局
栄区桂台中地内舗装補修工事(その2) ほか1件	4か所	栄土木事務所
市道中田さちが丘線泉区領家三丁目地内舗装補 修工事	2か所	泉土木事務所

視覚障害者誘導ブロック

市道中田さちが丘線泉区領家三丁目地内舗装補修工事



実際の状況



改善後の状況

【対象局区が講じた措置内容】

(ア) まちづくり調整局では、平成20年3月に16か所中4か所について誘導ブロックを設置した。

また、同年2月に、技術監理担当課が局内の全工事担当課に「横浜市福祉のまちづくり条例」の整備基準に関する研修の実施を依頼し、各課では同年3月に全職員に対して研修を実施した。

(イ) 栄区では平成20年3月に、泉区では同年2月に誘導ブロックの設置を完了した。

また、栄区及び泉区では、担当業務所管課と連携し、市内すべての土木事務所で「横浜市福祉のまちづくり条例」の整備基準に関する研修を実施する旨申し合わせ、各土木事務所では同年3月に道路係及び下水道・公園係の全職員に対して研修を実施した。

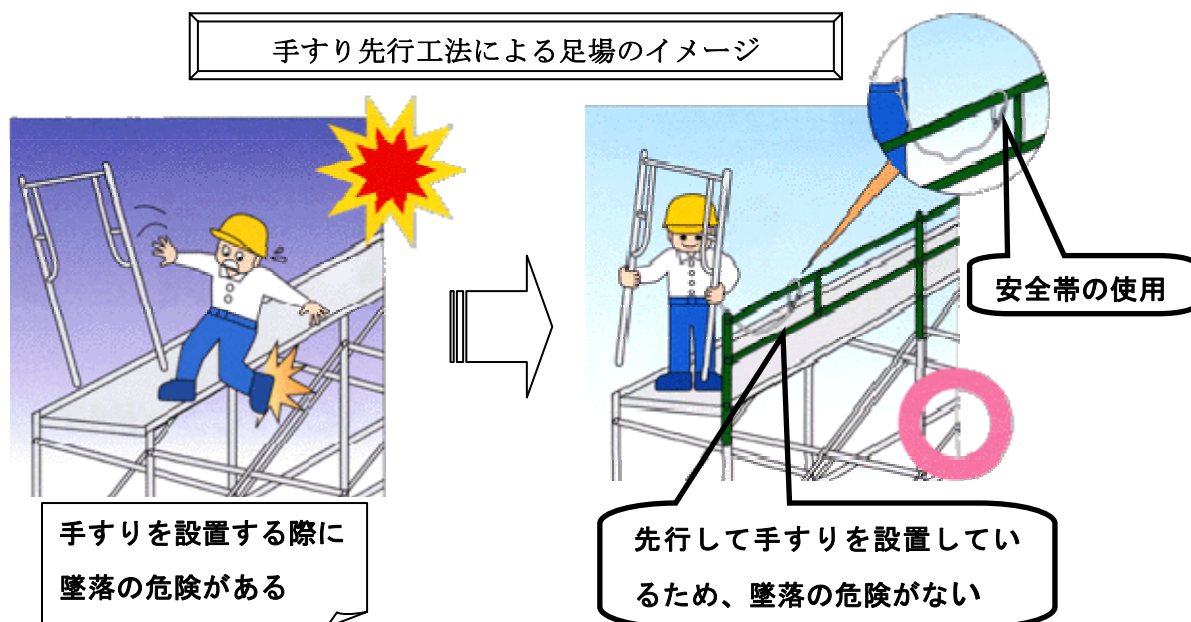
イ 建物改修工事等において、手すり先行型枠組足場の設置やアスベスト粉じん測定について、設計どおりに施工等を行っていないもの

(まちづくり調整局)

まちづくり調整局が発注した建物改修工事等において、次のとおり作業の安全にかかわる不適正な施工や設計の事例が見受けられたため、「横浜市建築改修工事特記仕様書」に基づき、適正に実施するよう改められたい。

(施設整備課) 【措置済み】

- (ア) 天王町保育園の耐震補強工事において、設計どおり手すり先行型枠組足場を設置すべきところ、単管足場を設置していた。
- (イ) ニツ橋高等特別支援学校の改修工事において、設計どおり撤去作業中の室内のアスベスト粉じん濃度を測定すべきところ、測定していなかった。



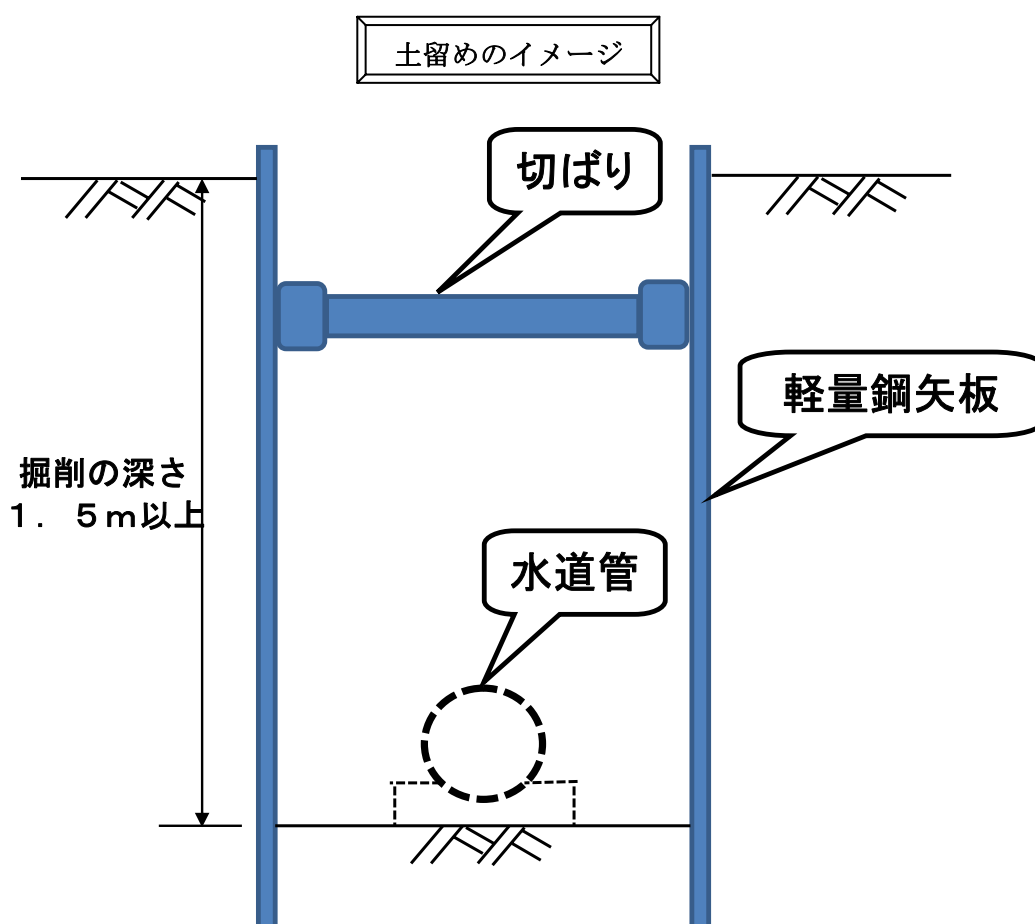
【対象局が講じた措置内容】

まちづくり調整局では、平成20年2月に、技術監理担当課が局内の全工事担当課に「横浜市建築改修工事特記仕様書」に基づく適正な施工に関する研修の実施を依頼し、各課では同年3月に全職員に対して研修を実施した。

ウ 試掘工事において、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき設置することとされている土留めを設置せずに、埋戻し作業を行っていたもの（水道局）

水道局が発注した道路上の工事で、1.5メートルを超える掘削を伴う配水管新設工事等17件のうち試掘工事2件において、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき土留めを設置すべきところ、設置せずに埋戻し作業を行っていた。

については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき、適正に施工するよう改められたい。 (北部工事課) 【措置済み】



【対象局が講じた措置内容】

水道局では、平成20年3月に、技術監理担当課が局内の全工事担当課の代表者に対して「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づく適正な施工に関する研修を実施した。また、各工事担当課ではその研修参加者を講師として、全職員に対して研修を実施した。

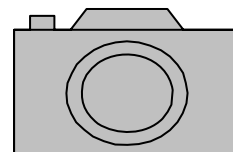
【指導事項】

エ 適切な工事写真の記録について

(まちづくり調整局、水道局及び泉区)

まちづくり調整局等が発注した十日市場住宅建替工事に伴う道路整備工事等において、次のとおり作業の安全を確認できる工事写真が十分でなかったため、「土木工事施工要領」等に基づき、適切に工事写真を記録するよう改められたい。 【措置済み】

- (ア) 当該工事に含まれる下水道工事等において、土留めに使用する軽量鋼矢板の長さや設置時・引き抜き時の施工状況を現す写真が不足していた。(まちづくり調整局施設整備課、水道局中部工事担当・南部給水維持課及び泉土木事務所)
- (イ) 配水管新設工事等において、施工箇所ごとの交通誘導員の配置が的確に分かる写真が不足していた。(水道局南部工事課)
- (ウ) 金沢ポンプ場におけるアスベスト撤去工事等において、一部の作業で作業員が保護マスクを着用した写真が不足していた。(まちづくり調整局施設整備課)



【対象局区が講じた措置内容】

- (ア) まちづくり調整局では、平成20年2月に、技術監理担当課が局内の全工事担当課に「土木工事施工要領」に基づく工事写真の記録に関する研修の実施を依頼し、各課では同年3月に全職員に対して研修を実施した。
- (イ) 水道局では、平成20年3月に、技術監理担当課が局内の全工事担当課に「水道工事施工要領」に基づく工事写真の記録に関する研修を実施した。また、各工事担当課ではその研修参加者を講師として、同月に全職員に対して研修を実施した。
- (ウ) 泉区では、担当業務所管課と連携し、市内すべての土木事務所で「土木工事施工要領」に基づく工事写真の記録に関する研修を実施する旨申し合わせ、各土木事務所では平成20年3月に道路係及び下水道・公園係の全職員に対して研修を実施した。

オ 作業の安全にかかわる基準等の遵守について (まちづくり調整局及び水道局)

まちづくり調整局及び水道局が発注した野庭口交差点整備工事等の土木工事49件(まちづくり調整局16件、水道局33件)のうち30件(まちづくり調整局5件、水道局25件)において、請負業者が施工計画書に「横浜市土木工事共通仕様書」等に基づく作業員全員の参加による安全訓練・教育等の具体的な計画を記載していなかった。

また、安全訓練等の実施状況を記録した資料をしゅん工時に提出していないものがあった。

については、「横浜市土木工事共通仕様書」等に基づき、監督員が請負業者の提出書類を適切に確認されたい。

(まちづくり調整局施設整備課並びに水道局北部工事課及び南部工事課)

【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

(ア) まちづくり調整局では、平成20年2月に、技術監理担当課が局内の全工事担当課に「横浜市土木工事共通仕様書」等に基づく請負業者の提出書類に関する研修の実施を依頼し、各課では同年3月に全職員に対して研修を実施した。

(イ) 水道局では、平成20年3月に、技術監理担当課が局内の全工事担当課に「水道工事標準仕様書」に基づく請負業者の提出書類に関する研修を実施した。

また、各工事担当課ではその研修参加者を講師として、同月に全職員に対して研修を実施した。

第3 財政援助団体等監査

1 監査の対象及び範囲

主として平成18年4月1日から平成19年11月30日までに執行された出納その他の事務について、次の団体において監査を行った。ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、公の施設の管理団体については次に掲げた公の施設の管理に係る事務について、監査を実施した。

(1) 出資団体

- ア 財団法人寿町勤労者福祉協会（健康福祉局）
- イ 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団（健康福祉局）

(2) 財政援助団体

- 財団法人横浜市老人クラブ連合会（健康福祉局）

(3) 公の施設の管理団体

- ア 財団法人寿町勤労者福祉協会
公の施設：横浜市寿生活館（健康福祉局）
- イ 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
公の施設：横浜市総合リハビリテーションセンター（健康福祉局）
横浜市中山福祉機器支援センター（健康福祉局）
横浜市反町福祉機器支援センター（健康福祉局）
横浜市泥亀福祉機器支援センター（健康福祉局）
横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール（健康福祉局）
- ウ 財団法人横浜市老人クラブ連合会
公の施設：老人福祉センター横浜市蓬莱荘（港南区）
老人福祉センター横浜市狩場緑風荘（保土ヶ谷区）
老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘（港北区）

2 監査の期間

平成19年12月6日から平成20年3月21日まで

3 監査の方法

今回の監査は、「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務並びに当該団体に

関する局及び区の事務が、関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか、補助金等は交付条件に従って使用されているか、公の施設の管理は委託契約等に基づき適正に実施されているか、などについて実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした団体の事務並びに当該団体に関する局及び区の事務のうち、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、局及び区にあつては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあつては局及び区の指導に応じた適切な措置を講じられたい。その他の事務については適正に執行されていた。

<監査結果一覧>

分類	監 査 結 果		団体名 (所管局区名)	ページ
出資団体	指摘	指定管理者制度への移行前の管理運営委託料及び診療報酬について、精算が不十分と考えられるもの	社会福祉法人横浜市 リハビリテーション事業団 (健康福祉局)	42
		清掃等の委託業務の発注について、契約方法等の改善の検討を求めるもの		43
	指導	特別診療制度の会計処理について	財団法人 寿町勤労者福祉協会 (健康福祉局)	44
財政援助団体	指摘	内部統制が適切に機能していなかったため、経理事務が正確に行われていなかったもの	財団法人横浜市 老人クラブ連合会 (健康福祉局)	45
	指導	補助金の適切な精算について		46
		諸規程の整備等について		46
公の施設の 管理団体	指導	指定管理者における基本協定に基づく業務の履行確認について	社会福祉法人横浜市 リハビリテーション事業団 (健康福祉局)	48
		指定管理者における仕様書等に基づく業務の履行確認について	財団法人横浜市 老人クラブ連合会 (港南区、保土ヶ谷 区及び港北区)	48
計	指摘事項 3件 (うち措置済事項1件) 指導事項 5件 (うち措置済事項1件)			

(1) 出資団体

【指摘事項】

ア 指定管理者制度への移行前の管理運営委託料及び診療報酬について、精算が不十分と考えられるもの《団体及び所管局に対するもの》

(社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団及び健康福祉局)

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団は、昭和62年10月から横浜市総合リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）の運営事業を受託していた。

また、平成18年9月からは、指定管理者制度に移行したため、平成18年度の委託料は8月末までの事業費用を基に精算した。

そこで、委託料の精算及び移行にかかる本市への納付金の状況についてみたところ、次の事項について精算等が不十分と認められるので、再度精査の上必要な措置を講じられたい。

【措置済み】

〔団体名称〕	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団
〔設立〕	昭和62年4月
〔基本財産〕	3,000万円（全額本市出資）
〔主な受託施設〕	横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、横浜市地域療育センター（戸塚、北部、西部）
〔役員〕	理事長、副理事長、常務理事、監事など14人。評議員27人

(ア) 平成16年度委託料

平成16年度の福祉機器支援センター費用として、未払金約16万円が二重計上されたことから、事業団は平成16年度委託料を実際より約16万円多く受領している。

(イ) 平成18年8月診療分までの診療報酬収入

リハセンターの診療所事業において、事業団は委託期間中の診療報酬収入を市に納付してきたが、指定管理者制度移行後は、基本協定書に基づき事業団の収入としている。

そこで、指定管理者制度移行後の9月分診療報酬請求額は通常の審査日程によれば11月に支払われるため、11月の診療報酬受領額と比較したところ、神奈川県国民健康保険団体連合会からは請求額に比べて約190万円多

く受領していた。この中には本市に納付すべき8月分以前の診療報酬が含まれているものと考えられる。

については、局は事業団と協議し、指定管理者制度移行時の診療報酬収入の取扱いについて決定されたい。(障害支援課)

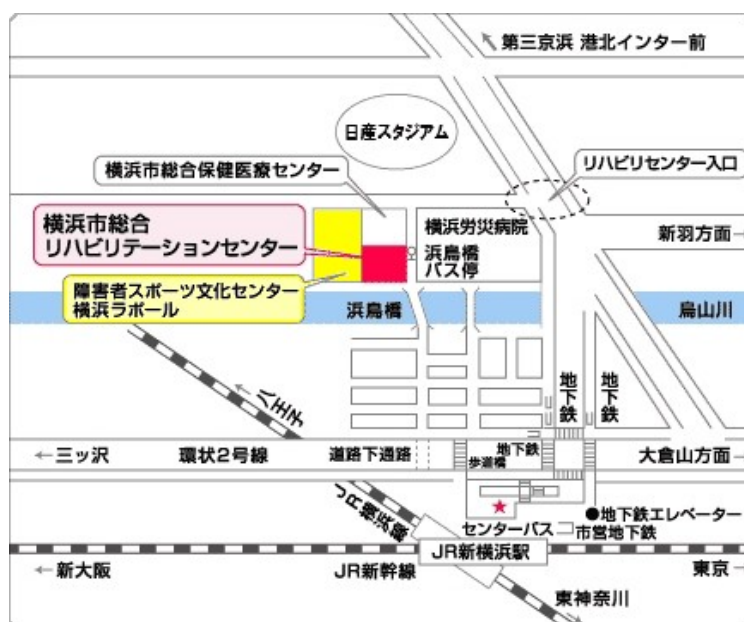
【対象局が講じた措置内容】

健康福祉局では、事業団からの訂正申出に基づき、委託料約16万円とともに診療報酬収入約190万円を市の収入であるとして、平成20年3月に納付を受けた。

イ 清掃等の委託業務の発注について、契約方法等の改善の検討を求めるもの《団体に対するもの》(社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団)

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団が指定管理者となっている各施設では、清掃、警備等の業務を第三者に再委託して行っている。

そこで、横浜市総合リハビリテーションセンター(以下「リハセンター」という。)及び横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール(以下「ラポール」という。)における清掃業務等の契約方法についてみたところ、次のような事例が見受けられた。



(ア) 清掃業務及び警備業務の発注方法について

リハセンター及びラポールの清掃業務及び警備業務は、それぞれ施設ごとに指名競争入札が行われ、4件とも、前年度の受託者であるA社が落札している。

両施設は、同一の敷地内に隣接しており、各施設間の管理区分は定められているものの、2階部分に連絡通路が設けられているほか、地下駐車場は一体的に建設されている。

よって、両施設の業務を一体のものとして発注することにより、要員の詰め所や監督者の配置などを共通化し、いわゆる「規模の経済性」が生じる余地があると考えられる。

事業団がラポールの指定管理者に応募した際に提出した提案書においても、「両施設の共同・一括発注により、コストの削減を図る」と提案されていることから、契約方法の改善について検討されたい。

(イ) ラポールにおける受付案内業務の契約方法について

ラポールの受付業務（平成19年度契約額約2,467万円）についてみたところ、「（前年度受注業者が）良好な実績を有し、契約業務の特殊性と習熟性により、契約変更による利用者へのサービス提供の維持向上が見込めない」ため、事業団会計規程第36条の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとして、前年度の受託者であるA社と単独随意契約を締結していた。

しかし、委託業務の内容は、「来館者の受付対応」、「電話受付案内」、「看護師による対応」などとなっており、A社以外の事業者でも履行可能であると考えられる。

については、競争入札により事業者を選定するなど、契約方法の改善について検討されたい。

【指導事項】

ウ 特別診療制度の会計処理について《団体に対するもの》

(財団法人寿町勤労者福祉協会)

財団法人寿町勤労者福祉協会の診療所では、治療費を持ち合わせていないが診療が必要な人を対象に、後払いによる「特別診療」を行っている。

この「特別診療」の経理事務についてみたところ、支払があった場合に収入計上し、未収の診療収入は計上していなかったため、公益法人会計基準に基づいて適切に処理されたい。

[団体名称]	財団法人寿町勤労者福祉協会
[設立]	昭和49年3月
[基本財産]	100万円のうち55万円（出資比率55.0%）
[主な事業]	労働者福祉施設の経営、労働者福祉施設経営のための調査及び研究など
[役員]	理事長、常任理事、理事、監事など13人

(2) 財政援助団体

【指摘事項】

ア 内部統制が適切に機能していなかったため、経理事務が正確に行われていなかったもの《団体及び所管局に対するもの》

(財団法人横浜市老人クラブ連合会及び健康福祉局)

財団法人横浜市老人クラブ連合会では、本市からの補助事業や指定管理する老人福祉センター（3か所）の運営に要する収入・支出などの経理事務を連合会の事務局で行っている。

[団体名称]	財団法人横浜市老人クラブ連合会
[設立]	昭和38年8月（財団法人化は昭和45年）
[基本財産]	約1,500万円（本市は出資していないので「外郭団体」には分類されていない。）
[主な業務]	高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加活動、市内各区老人クラブとの連絡調整
[役員]	理事長、副理事長、常務理事（事務局長兼）、監事など15人。評議員13人

そこで、一連の経理事務についてみたところ、支出伝票への記載漏れや確認ミスなどに起因する、次のような事例が多数見受けられた。

- (ア) 職員給与の支出事務において、支出伝票に2人分の金額を記載すべきところ誤って1人分のみを記載していたが、支出伝票の金額を訂正せずに正規の金額（2人分）を支出していたもの
- (イ) 支払済みの支出を二重払いしてしまい、返金のための振替手数料などを要していたもの
- (ウ) 特別会計の支出を一般会計に計上するなど、会計区分を誤っていたもの
- (エ) 預金からの支出を現金で計上するなど、勘定科目を誤っていたもの

これらの事例に加え、手許現金の保管高と総勘定元帳の現金残高との照合を日常的に怠っていたために、帳簿上の現金保管高と実際の現金保管高が約30万円相違するなど、内部統制が適切に機能しているとは言い難い状況となっていた。

については、日々の残高確認や帳票のチェックを適切に行い、正確な経理事

務となるよう努められたい。また、局においても適切に指導監督を行われたい。
(高齢健康福祉課)

【指導事項】

イ 補助金の適切な精算について《団体及び所管局に対するもの》

(財団法人横浜市老人クラブ連合会及び健康福祉局)

健康福祉局は、財団法人横浜市老人クラブ連合会が実施する高齢者福祉大学講座事業に対して補助金を交付している。

平成18年度は約1,739万円を交付したが、補助金の実績報告について確認したところ、総勘定元帳への記帳に誤りがあり、人件費が約34万円過大に報告されていた。

については、連合会は改めて正しい実績報告を行い、局は適切な精算を行われたい。

また、補助金交付要綱では、補助金の対象経費は、「事業の講師謝金、事務費等に要する経費の80%相当額及び事務局職員人件費を合算した額」となっていたが、実績報告では、補助率ごとの経費や補助金額の積算が明確ではなかった。

については、局は、補助率ごとの経費や補助金額の積算が明確になるよう、要綱の規定や報告様式を改められたい。
(高齢健康福祉課) 【措置済み】

【対象局等が講じた措置内容】

健康福祉局では、連合会からの訂正申出に基づき、補助金返還額約34万円について、平成20年3月に納付を受けた。

また、補助金交付要綱の規定や報告様式の見直しを行った。

ウ 諸規程の整備等について《団体及び所管局に対するもの》

(財団法人横浜市老人クラブ連合会及び健康福祉局)

財団法人横浜市老人クラブ連合会の経理事務について、次のような事例が見受けられた。連合会においては、必要な規程を整備し、適切な運用に努めるとともに、局においても適切な指導監督を行われたい。
(高齢健康福祉課) 【一部措置済み】

(ア) 規程等の整備を求めるもの

- a 連合会の会計規程では、予算を執行する場合の執行伺について、「理事長が特に認める経費については支出伝票の決裁をもってこれに代えることができる」とされ

ている。

しかし、「理事長が特に認める経費」についての具体的な定めが無く、消耗品等を発注する場合に、会計規程に定めのない様式を用いて決裁を行い、執行伺を省略する扱いとなっていた。 【措置済み】

- b 横浜市・上海市生きがい交流事業において、連合会の職員が海外へ出張するため、日当や支度金を支出しているが、連合会の旅費規程には職員の外国出張時の日当や支度金について定められていなかった。

(イ) 随意契約の締結理由について見直しを求めるもの

連合会の会計規程では、契約を行う場合は入札を原則とし、随意契約を締結できるのは「契約の性質または目的に鑑みて、競争入札を不利又は不当と認めるとき」や「1件5万円以下の契約をするとき」などとされている。また、随意契約を締結する場合には、「見積に必要な事項を表示して、なるべく2人以上から見積書を徴しなければならない。」とされている。

しかし、老人福祉センター（3施設）における設備管理業務、清掃業務、警備業務等の再委託契約についてみたところ、いずれも実績が良好であること等を理由に入札を行わず、前年度の契約業者と単独随意契約を締結していた。

随意契約とする理由について改めて検討されたい。

(ウ) 補助事業費の執行について見直しを求めるもの

連合会の事業の大半は補助金によって運営されていることから、次のような事例について、経費の見直しを検討されたい。

- a 連合会の職員の福利厚生費の一部や、全国会議等における宿泊先での飲食費などを補助事業費から支出しているもの
- b 神奈川県内や東京23区内等近隣地への市外出張時に日当を支給しているもの

【措置済み】

- c 出張の行程が通勤手当の支給区間と重複する場合に出張旅費を併給しているもの

【対象局等が講じた措置内容】

連合会では、健康福祉局の指導を受けて、平成20年3月に、物品等の発注を行う場合の様式を新たに定めたほか、神奈川県内や東京23区内等近隣地への市外出張時に日当を支給しないこととした。

(3) 公の施設の管理団体

【指導事項】

ア 指定管理者における基本協定に基づく業務の履行確認について《団体及び所管局に対するもの》 (社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団及び健康福祉局)

障害者スポーツ文化センター横浜ラポールについては、平成18年7月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団が指定管理者に選定された。

そこで、指定管理業務について確認したところ、施設の利用料金の設定や、事業団が実施するスポーツ教室等の事業の料金徴収について書面による市の事前承認手続きを受けていなかった事例や、施設の運営状況が基本協定で定められた開館時間と異なっていた事例が見受けられた。

については、指定管理者は基本協定を遵守し、適切に業務を履行されたい。

また、局は、指定管理者と基本協定の内容について精査するとともに、指定管理者の業務の適切な履行確認に努められたい。(障害福祉課)

イ 指定管理者における仕様書等に基づく業務の履行確認について《団体及び所管区に対するもの》 (財団法人横浜市老人クラブ連合会、港南区、保土ヶ谷区及び港北区)

老人福祉センター横浜市蓬莱荘、横浜市狩場緑風荘及び横浜市菊名寿楽荘については、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、財団法人横浜市老人クラブ連合会が指定管理者に選定された。

そこで、連合会による業務の履行状況を確認したところ、設備点検や定期清掃等の履行回数が異なっていたものや、履行対象となっていた設備が施設にないなど指定管理者の業務内容等を定めた仕様書等と実態が異なっているものなどが見受けられた。

については、指定管理者は仕様書等を遵守し、適切に業務を履行されたい。

また、所管区は、指定管理者と仕様書等の内容について精査するとともに、指定管理者の業務の適切な履行確認に努められたい。

(港南区地域振興課、保土ヶ谷区地域協働課及び港北区地域振興課)

『監査を終わって…』

平成19年度第2回定期監査及び財政援助団体等監査は、合規性・正確性・安全性の観点からの監査を基本としながら、一部は3E（経済性・効率性・有効性）の観点からも監査を行いました。

本市では、単なる法令遵守にとどまらない「コンプライアンスの確立」に全市を挙げて取り組んでいるところですが、今回の監査では、①電子決裁文書の作成に当たって見積・請求書等の改ざんを行い、データ化していたもの、②国民健康保険の資格喪失後に保険給付を受けた元の被保険者に対して行う不当利得返還請求事務を1年9か月間にわたり行っていなかったもの、など法令等に反する不適正な事例がありました。また、③現金や金券類の取扱いが規定どおりに行われていなかったもの、④経理・契約事務がずさんであったもの、⑤公金外現金事務処理要領に基づいた取扱いがなされていなかったもの、など毎回のよう指摘される事例もありました。

職務の繁忙等を理由にして、手間を惜しみ、すべきことをせずに見過ごすような、旧態依然とした仕事の進め方がどこかに残っているのではないのでしょうか。

前回の監査報告でも、具体的な改善策の実施を期待する旨の意見を述べましたが、基本に立ち返り、早急かつ継続的に改善に取り組んでいただくようお願いします。

最後になりますが、事務改善の参考としやすいよう、今回の報告書では指摘事項等を内容別に分類整理して記載しました。これらの指摘事項等については、指摘された区・局や担当課等だけの問題とせず、共通の課題と捉えて『他山の石』の故事にならい、改善に取り組むとともに内部統制の充実を図ってください。

平成20年4月18日

横浜市監査委員	須須木 永 一
同	山 口 俊 明
同	布 施 勉
同	福 田 進
同	和 田 卓 生

発行：横浜市監査事務局 発行日：平成20年4月18日
所在地：〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話：045(671)3362 FAX：045(664)2944
電子メール：ka-kansa@city.yokohama.jp

◆ 横浜市監査事務局のホームページ
<http://www.city.yokohama.jp/me/kansa/>

環境行動都市へ向け
ハマっ子が行動します！

リー サングェウ
ヨコハマはG30



横濱開港150周年